

地方消費税交付金に係る社会保障関連経費への充当

平成26年4月から消費税率が5%から8%、令和元年10月から10%に引き上げられた。
消費税率引上げにかかる地方消費税収については、「社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策に要する経費」に充てることとされている。

【歳入】

地方消費税交付金 599,908 千円
うち社会保障財源化分 390,381 千円

【歳出】

社会保障施策に要する主な経費 3,970,254 千円
うち一般財源 1,041,679 千円

※令和7年度地方消費税交付金のうち、社会保障財源化分を財源とする主な社会保障関連事業は下表のとおり。

(単位:千円)

主な事業	費目	事業費	財源内訳					事業内容
			国庫支出金	県支出金	分担金	その他	一般財源	
社会福祉	障がい者自立支援給付費	扶助費 676,174	338,087	169,043	0	0	169,044	計画相談支援に基づき、障がい者(児)の日常生活に必要な障がい福祉サービスについて一部給付を行う。
	重度心身障がい者医療費	扶助費 65,333	0	32,999	0	0	32,334	重度障がい者の医療費(薬代含む)を助成し、継続的かつ安定的な医療機会の確保を行う。
老人福祉	養護老人ホーム措置費	扶助費 153,773	0	0	31,222	0	122,551	老人の生活安定及び福祉の増進を図るため、老人福祉法に基づき要措置者の適正な養護を行う。
児童福祉	施設型給付費	扶助費 2,149,812	1,040,872	493,550	12,701	10,000	592,689	認可保育所及び認定こども園に対する運営費補助金。就学前の乳幼児に関する保育・教育等の総合的な提供を推進する。令和元年10月から保育料無償化(3~5歳)となり、令和5年9月から制度上第一子の保育料無償化(3歳未満児)となった。
	児童手当費	扶助費 805,300	642,031	75,703	0	0	87,566	児童の健やかな成長を支援するため、本町に居住する高校生までの児童を監護・養育する者に対し児童手当を給付する。 ① 3歳未満 1.5万円、② 3歳~高校生1万円、③ ただし、第3子は一律3万円
	子ども医療費	扶助費 119,862	0	22,357	0	60,010	37,495	小学校就学前の乳幼児及び小学生に対する保険診療分の医療費を助成することで、充実した子育て支援を図る。令和2年11月から従来の助成対象に加え、中学生の外来・調剤を助成対象に加えている。
計		3,970,254	2,020,990	793,652	43,923	70,010	1,041,679	